

平成 29 年度の入札・契約制度の運用に係る見直し点について

1 配置予定技術者の要件の見直しについて

入札参加機会の拡大を図るため、入札参加申請時点において、他の工事の現場代理人又は監理技術者及び主任技術者以外の技術者として従事している技術者であれば申請を可能とします。

現行（公告文例）	改正後（公告文例）
一般競争入札参加資格確認申請日において、他の工事に技術者又は現場代理人として配置されていないこと。	一般競争入札参加資格確認申請日において、他の工事に主任技術者又は監理技術者として配置されていないこと。

2 設計図書に関する質問受付期間の変更について

設計図書に関する質問を受け付けている案件（2億円超の工事案件）につきまして、質問の受付締切日と回答日を前倒しします。

現行（公告文例）	改正後（公告文例）
入札初日の 8 日前に質問を締切り → 3 日前に回答を公表	入札初日の 9 日前に質問を締切り → 4 日前に回答を公表

※案件により変動する場合がありますので、必ず入札公告で確認してください。

3 実施時期

平成 29 年 6 月 1 日以降の入札公告分から実施します。

4 その他（平成 29 年 4 月 1 日以降の入札公告分から実施済）

過去の施工（履行）実績を入札参加要件とする案件に係る証明書類の見直しについて

これまでは、実績証明書類として「契約書及び設計図書等の写し」を求めていましたが提出書類の簡素化及び入札時の参加者に対する負担軽減を図るため、コリンズ（工事实績情報システム）又はテクリス（業務実績情報システム）に登録されている実績の場合は、それらの「登録内容確認書の写し」で確認することとします。

ただし、参加要件とする実績内容がそれらの書類で確認できない場合は、設計図書等の写しを併せて提出していただくこととします。